労働基準関係法令違反に係る公表事案

静岡労働局　　最終更新日：令和8年9月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
浜松生コン（株）	静岡県浜松市 中央区	R7.10.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する際、あらかじめ一定の合図を定めていなかったもの	R7.10.17送検
ヤマガタ食品（株）	静岡県沼津市	R7.10.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	機械の回転軸に覆い等を設けていなかったもの	R7.10.20送検
田方森林組合	静岡県伊豆市	R8.1.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第479条	立木の伐倒作業を行わせる際、労働者に伐倒の合図を行わせなかったもの	R8.1.14送検
（有）杉山重機	静岡県駿東郡 長泉町	R8.2.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第527条	移動はしごを用いて作業を行う際、移動はしごの転位防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.2.18送検
（株）名村造船所	大阪府大阪市 西区	R8.3.18	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の3	橋梁架設工事で、橋梁架設に係る主要な機械、設備の配置等に関する計画等を作成しなかったもの	R8.3.18送検
三美興業（株）	宮城県仙台市 太白区	R8.3.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第517条の7	橋梁架設工事で、橋梁架設部材等の落下又は倒壊による危険防止措置を講じなかったもの	R8.3.18送検
伊東商事	静岡県富士市	R8.5.11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約12ｍの地上４階作業床端で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.5.11送検
ＴＥＮＴＯＫ（株）	静岡県富士市	R8.6.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R8.6.9送検
（株）シービーエス	静岡県浜松市 中央区	R8.7.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	立入区域の設定等、物体の落下による危険防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.7.17送検
（株）桔梗	静岡県浜松市 中央区	R8.8.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	約３か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R8.8.18送検
（株）相良製作所	静岡県掛川市	R8.9.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械に有効な安全装置等を取り付けていなかったもの	R8.9.16送検
（有）武田	静岡県浜松市 中央区	R8.9.18	最低賃金法第４条	労働者４名に、３か月間の定期賃金合計約28万円を支払わなかったもの	R8.9.18送検